

開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、横澤聡一学校教育課長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届出があり、今野透学校教育課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

○平 進介議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月28日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号に反対1名、賛成1名、議案第7号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、予算案3件、人事案件1件、諮問2

件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑、討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続調査についてを発議いただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて、定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○鈴木富美子議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号を持って進めます。それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第16号 長井市第六次総合計画の策定について外29件

○鈴木富美子議長 日程第1、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についてから、日程第30、議案第9号 令和6年度長井市下水道事業会計予算までの30件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 令和6年3月市議会議定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月7日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定について申し上げます。

本案は、長井市第六次総合計画を策定するため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、実施計画において、項目ごとに事業費が計上されているが、本市予算の全てが網羅されているのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、職員人件費及び一般的な事務経費を除き、対象の事務事業ごとに全て記載しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、主要施策の成果指標における、それぞれの基準値、目標値の考え方はどの質疑がなされ、総合政策課長からは、各主管課の方針に基づいて目標値を定めており、設定の考え方は数値の把握が可能なもので、施策の効果を図るのに適切な数値を上げている。現状を踏まえて、施策の実施によって5年後に達成が可能と思われる数値を設定しているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、主要な施策の成果報告書において、目標値に沿った評価をする予定はあるのかとの質疑がなされ、総務参事からは、ほかの自治体の状況なども確認して内容を検討したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院勧告を踏まえた人事院規則の一部改正に伴い、夏季休暇の取得可能期間の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、夏季休暇の取得はどの質疑がなされ、総務課長からは、夏季休暇3日間のうち1日でも取得した人数は、令和4年度が247人で取得率は94.3%、令和5年度が266人で取得率は97.8%となっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、取得率が100%となるための今後の取組についてはどの質疑がなされ、総務課長からは、取得期間が延長になることから、繁忙期を避けて十分に休んでもらうことを職員に周知徹底する。労働安全衛生委員会等も活用し、周知したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため提

案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、これまで期末手当は何月分で、これから期末手当及び勤勉手当合わせて何月分になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在1.375月の期末手当を支給しており、次年度からは勤勉手当0.975月を加え、合計して2.35月の支給となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、会計年度任用職員も一般職員と同様に人事評価が勤勉手当に反映するののかとの質疑がなされ、総務課長からは、令和6年度から、会計年度任用職員も一般職員に近いような評価を取り入れていくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についてから、日程第4、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第19号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第20号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告